

大市会第225号
平成29年12月5日

大阪市長 吉村洋文様

大阪市会議長 山下昌彦



質問主意書の送付について

本日、武直樹議員より提出のあった質問主意書を受理したので、大阪市会会議規則第56条第2項の規定により、これを貴職に送付するから答弁書を提出されたい。

空家等対策計画に基づく空家の利活用の進捗状況について

2016年12月の質問主意書において、大阪市空家等対策計画の今後の取り組みについて以下の3点とそのための部局を横断した施策の総合的な進め方について質問いたしました。

- (1) 急速な高齢化や子供の貧困問題などの地域課題解決の手段のひとつとして空家も利活用しながら、高齢者・子供等の居場所づくりについて
- (2) 地域に貢献するのであれば空家を貸してもよいという所有者の方と、一定の「場所」を必要としていても、なかなか適当な場所が見つからないという団体・NPO等をつなげるための、公共の関与も含めたマッチングについて
- (3) 利活用にあたっては、リノベーションのための設計費や改修費の助成など初期経費支援策の創設、並びに、アーティストの拠点やものづくりの場、民泊への活用なども含めたメニュー化について

私もこの1年間、全政令指定都市の「空家の利活用を目的とした事業・施策の実施状況」について整理・取りまとめを行ったほか、国土交通省から「空き家対策に関する事業」の説明を聴取するとともに、京都市の「空き家活用・流通支援等補助金」について現地視察・説明聴取を行ってまいりました。

上記の質問3点につきまして、特に京都市の事例は、居住空間として活用・流通を促進するだけでなく、地域の居場所づくりや若手アーティストの拠点・制作発表の場、京町屋のゲストハウスなど、住宅以外に活用する例など多くの示唆を受けました。また、財源については、国土交通省において一定の条件を満たせば補助対象となることもお聞きしました。

昨年の回答では、大阪市空家等対策計画に基づき、特定空家等への対策をはじめ、空家等の適正管理や利活用などについて、具体的取組の一つとして「福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進・支援の検討」を位置づけ、空家等を活用した集いの場づくりの可能性について検討するとともに、今後、各区役所と関係局とが一層の連携を図りながら、検討や進捗管理を総合的に進めていくとのことでした。

これらの空家等の対策、特にマッチングの問題、空家の利活用に向けた支援策の創設など、部局を横断した施策の総合的な取り組みについて、この間の検討状況と今後の進め方について、市としての考えをお答えください。

総合区設置により目指す「住民自治」と「住民自治の拡充」について

地方自治は、日本国憲法で組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて法律で定めると規定し、保障されています。この「地方自治の本旨」とは、一般的に「住民自治」と「団体自治」の2つの要素で構成されていると言われており、「住民自治」とは、地域における統治は国から独立した団体が、その地域の住民自身によって行われることであり、「住民自治の拡充」とは、地方自治を行っていくうえでのミッションであると言えます。

住民自治に関して、大阪市では、平成24年7月に策定した「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」に基づき、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」と「自律した自治体型の区政運営」の実現に向けて、多様な活動主体が参画して地域課題に取り組む地域活動協議会の形成の促進や、市民に身近なところで区長が自律的な基礎自治行政を行うための様々な仕組みづくりを進め、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、各区長のリーダーシップにより区の特性を活かしたまちづくりに取り組まれてきました。

また、取り組みを進める中で明らかになってきた課題に対応するため、平成29年8月に「市政改革プラン2.0（区政編）」が策定されました。そこでは、「地域社会における住民自治の拡充」を改革の柱の一つとして、地域コミュニティの活性化、地域課題解決に向けた活動の活性化、多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進、多様な市民活動への支援メニューの充実といった取り組みを通じて、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会の実現をめざすとされています。

一方、平成29年8月10日開催の戦略会議において、「副首都・大阪」にふさわしい新たな大都市制度の実現に向けて、総合区素案が取りまとめられました。そこでは、総合区設置によってめざすものとして、「住民自治の拡充」と「二重行政の解消」とを掲げています。また、「住民自治の拡充」とは、「住民意思を的確に反映し、地域の実情に応じた住民サービスをより身近な区役所で実現」とだけ説明されています。

そこで、大阪市が総合区設置により目指す「住民自治」とは、どのようなことなのか、また、市政改革プランで整理されてきた「住民自治の拡充」と、総合区設置により目指す「住民自治の拡充」とはどのような関係にあるのか、市としての考えをお答えください。

大市会第235号
平成29年12月12日

大阪市議員
武 直 樹 殿

大阪市会議長
山 下 昌 彦



答弁書の送付について

去る12月5日付で貴君より提出のあった質問主意書に対し、市長より別紙
のとおり答弁書が提出されたので、その写しを送付します。

空家等対策計画に基づく空き家の利活用の進捗状況について

本市においては、平成 28 年 11 月に策定した空家等対策計画に基づき、各区役所と関係局とが連携して空家等対策を実施するとともに、同計画の 3 つの目標を達成すべく、平成 29 年 4 月に、各区の地域実情を踏まえたアクションプラン等を各区で策定し、取組を進めております。

平成 28 年度は、安全・安心なまちづくりの観点から重点課題と位置付けた特定空家等の対策を先行して進めましたが、平成 29 年度は同対策に加え、空家の適正管理・利活用の分野でも区役所を拠点とした取組を進めるために、本市の重点施策事業として、住吉区・東住吉区において、有効な取組手法の構築に向けた調査などを実施しております。具体的には、住吉区では、効果的な活用方策の取りまとめを行ったほか、東住吉区では、不動産関連事業者を空き家活性化サポーターとして登録し、そのサポーターが空き家の所有者と利用希望者のマッチングを行う制度を創設しました。

また、これらの取組は、空家法に基づき学識経験者や専門家、NPO で組織された本市空家等対策協議会を中心に進捗管理を行っており、本年 9 月 28 日には第 5 回協議会を開催して取組内容を報告するとともに、空家等対策を一層推進するための御意見等を伺っております。

さらに、御指摘の「福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進・支援の検討(マッチング・利活用支援策を含む。)」など、空家等対策計画で今後の課題として位置付けた検討項目について、より市民に近い立場からの検討を進めるため、平成 29 年 4 月より空家等対策検討会を、6 区長による検討会と 15 区室・局の実務担当者からなる幹事会に再編するとともに、区長会議まちづくり・にぎわい部会の小委員会に明確に位置付けたほか、個別の検討チームを結成し検討を行っております。

例えば、地域の場づくりの促進・支援の検討に関しては、生野区長が中心となって、福祉局など関係局と検討チームをつくり、京都市をはじめ他都市の支援制度についての情報共有や国土交通省の動向も注視しながら、本市の、場づくりに活用可能な既存施策について整理し、地域の方々に対してわかりやすい本市支援施策の案内チラシなどの検討を進めております。

今後とも、空家等対策計画の目標を達成すべく、同計画及び各区のアクションプラン等に基づいて取組を進めるとともに、空家等対策協議会を中心に、区役所と関係局とが一層の連携を図りながら、検討や進捗管理を総合的に進めてまいります。

総合区設置により目指す「住民自治」と「住民自治の拡充」について

本市において、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めており、「広域機能の強化」や「基礎自治機能の充実」の取組みを制度面から推進するため、副首都・大阪にふさわしい大都市制度の検討を行っております。検討に当たっては、現行法制度のもとで実現可能な、総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしております。総合区制度については、本年8月に、総合区素案をとりまとめたところです。

総合区素案においては、ニア・イズ・ベターの考え方を徹底するために、住民に身近な区役所でよりきめ細かい行政サービスを提供するとともに、地域のことはできるだけ地域で決定するなど住民自治の拡充を目指すこととしております。これらを実現するため、総合区設置に当たっては、局から総合区へ事務を移管した上で、区役所に執行体制を整備するなど区長の権限を拡充するとともに、職員任免権や予算意見具申権などの権限を十分に発揮できる仕組みを構築することとしております。また、住民意見を市政・区政に反映する仕組みとして、総合区政会議、地域自治区・地域協議会などを設置することとしております。

また、市政改革プラン2.0（区政編）で示された「地域社会における住民自治の拡充」についても、ニア・イズ・ベターのさらなる徹底のために、地域コミュニティの活性化や多様な市民活動への支援メニューの充実などの取組みを通して、地域活動の活性化や自律的な地域運営の実現をめざすものであり、今後総合区が設置された場合においても、自律的な地域運営の実現に向けて、取組みを推進してまいります。